

こくぶんじ市民活動センター プロジェクター貸出基準

平成 18 年 4 月 2 1 日
こくぶんじ市民活動センター

(目的)

この貸出基準は、市民活動センターのプロジェクター本体および付属機器の貸出について定めるものとする。

(貸出できる団体)

プロジェクターを貸出できる団体は、こくぶんじ市民活動センター利用登録団体とする。

2. 利用上の注意事項を遵守し、適正に機器を取り扱うことが可能な団体とする。

(貸出手続き)

「プロジェクター借用書」により申請し、こくぶんじ市民活動センター長の承認を得るものとする。

(利用期間および制限)

原則、1 団体につき 1 週間以内の貸出とし、貸出場所であるこくぶんじ市民活動センターより手渡し、同センターへ返却される期間を指すものとする。

2. 複数団体から貸出要望があった際は、申請書の提出順序により貸し出す。

3. 貸出する権利を譲渡してはならないものとする。

4. 貸出したプロジェクター本体または付属機器を汚損、破損、紛失した際は、借用した団体が同等品を弁償しなければならない。

5. 貸出期間中のプロジェクター使用に関わる事故等に関して、市は一切の責任を負わない。

この基準は、平成 18 年 4 月 2 1 日より適用する。